法律

平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第一号

平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

平成三十年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一　地方交付税法附則第四条の規定により算定された平成三十年度分の地方交付税の総額

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　平成三十年度分に係る地方交付税法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ　平成三十年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち地方交付税法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下同じ。）及び同法附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千二百五十七億三千七百四万円の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、七百億円及び同法附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百八十三号」を「第百八十四号」に改め、同条に次の一号を加える。

百八十四　外国人受入環境整備交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　山下　貴司

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十三号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二千二百四十四億円」を「千三百九十億円」に、「十一万七百五十六分の十一万五百八十八」を「十一万千六百十分の十一万千四百四十二」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○総務省令第七号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、平成三十年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十四日

総務大臣　石田　真敏

平成三十年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令

地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、各地方団体に対して交付すべき平成三十年度分の地方交付税の額のうち、同法、平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（平成三十一年法律第一号）及び普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の規定により交付すべき普通交付税の額から、既に交付した普通交付税の額を控除した額を平成三十一年二月において交付する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。